

平成27年度補正予算「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」
(2次公募)の加点に関する経営力向上計画申請、認定の注意事項

平成28年7月8日
中小企業庁

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた事業者については、本年7月8日から公募が開始される平成27年度補正予算「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」(2次公募)の審査において加点がされます。

当該補助金において加点を希望される場合には、補助金の応募申請までに、経営力向上計画の申請書が受理される必要があります(認定を受けた場合は認定書の写しを所定の期日までに提出する手続きが必要となります。期日までに提出がなかった場合は加点されませんのでご注意ください)。

その他、加点に関して必要な手続きについて、当該補助金申請の公募要領15ページ・27ページを十分にご確認いただくほか、以下の点にご注意いただき、余裕をもって経営力向上計画の申請をお願いします。

1. 審査期間及び審査事務について

通常、申請書の受理から認定までは最大30日(事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、最大45日)要する可能性がございます。

申請書について、申請先の相違や重度の不備がある場合は差戻しとなり、受理されない場合があります。軽微な不備の場合においても、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続き時間が長期化する場合があります。

また、郵送での提出の場合(バイク便など、郵送以外の手段は含みません)、基本的には消印日が受理日となりますが、申請先の相違や記載内容の不備がある場合は受理できず、各事業大臣からの照会や、差し戻しが発生する場合があります。

2. 工業会等による証明書発行について(固定資産税の軽減を希望される方)

固定資産税の軽減を希望される方は、計画申請の際、「工業会等による証明書」が必要になります。設備メーカーを通じて、当該設備を担当する工業会等による証明書発行を申請し、経営力向上設備等の証明書を取得して下さい。

なお、証明書は申請してから発行されるまで数日~2ヶ月程度かかります。設備メーカーを通じて工業会等にご確認ください。

また、当該補助金により取得する予定の機械及び装置が、認定を受けた経営力向上計画に記載されていない場合には、当該機械及び装置に関しては固定資産税の軽減措置を受けられませんが、対象設備を追記した変更認定申請書を提出し、認定されれば、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

●経営力向上計画について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

中小企業庁 事業環境部 企画課

電話：03-3501-1957(平日9:00-12:00, 13:00-17:00)